

京都市人事委員会告示第2号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正します。

平成20年3月28日

京都市人事委員会

委員長 松井 珍男子

第3 選考 1(1)中「言語聴覚士等の職務を行う者の職」を「言語聴覚士、自動車検査技師（二級自動車整備士の資格及び大型自動車免許を併せて保有している者をいう。）等の職務を行う者の職」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(人事委員会事務局任用課)